

(あかさか9ちょうめきた)

NO. 202 赤坂九丁目北地区(組合施行)

1 計画の概要

計画地	港区赤坂九丁目地内		
計画の概要	1	建物を共同化し、耐震性・耐火性に優れた建物とすることにより、防災上の課題を改善した安全・安心な市街地を形成する。	
	2	住宅を整備することにより、定住人口の確保を図り、東京ミッドタウンが形成する市街地の一部として業務、商業、文化、交流、居住等の機能が融合した魅力ある複合市街地を形成する。	
	3	地区間をスムーズに結ぶ歩行者動線や地域に開かれたオープンスペースを、地域の資源である桑田記念児童遊園や斜面緑地と一体的に整備し、周辺地域や東京ミッドタウンと連携した緑豊かで快適な都市環境を創出する。	
地区面積	約0.8ha	構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上44階/地下1階	高さ	169.9m

2 都市計画の内容

名称	赤坂九丁目北地区第一種市街地再開発事業			施行区域面積	約0.8ha	
公共施設の配置及び規模	道路	名称	幅員	延長	面積	備考
		歩行者専用道路3号	4m	約120m	—	新設(階段を含む)
	歩行者専用道路緩衝帯	—	—	約900㎡	再整備	
	公園	児童遊園	—	—	約1,540㎡	新設
建築物の整備	街区	建蔽率	容積率	建築物の高さの限度	壁面の位置の限度	主要用途
	1	—	—	高層部:170m	計画図参照	住宅、公益施設、駐車場
		建築面積	延べ面積(容積対象)	住宅建設の目標		
1	約1,890㎡	約44,700㎡(約29,400㎡)	約330戸	約24,700㎡		
建築敷地の整備		建築敷地面積	整備計画	備考		
	1	約4,670㎡	・赤坂通りと外苑東通りにつながるバリアフリーな歩行者動線となる歩行者通路4号を整備する。 ・児童遊園と一体となった公共空地2号を整備する。	建築物の高さは、T. P. 17mからとする。		
都市計画決定	平成25年6月17日 港区告示第123号					

3 地区計画(再開発等促進区を定める地区計画)

地区名	面積	容積率の最高限度	建蔽率の最高限度	容積率の最低限度	建築面積の最低限度	壁面の位置の限度
赤坂九丁目北地区	A地区	約8.5ha	670%	—	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。
	B地区	約1.6ha	—	—	—	—
	C地区	約0.8ha	630%	60%	300%	600㎡ 建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。
都市計画決定	平成25年6月17日 東京都告示第893号					

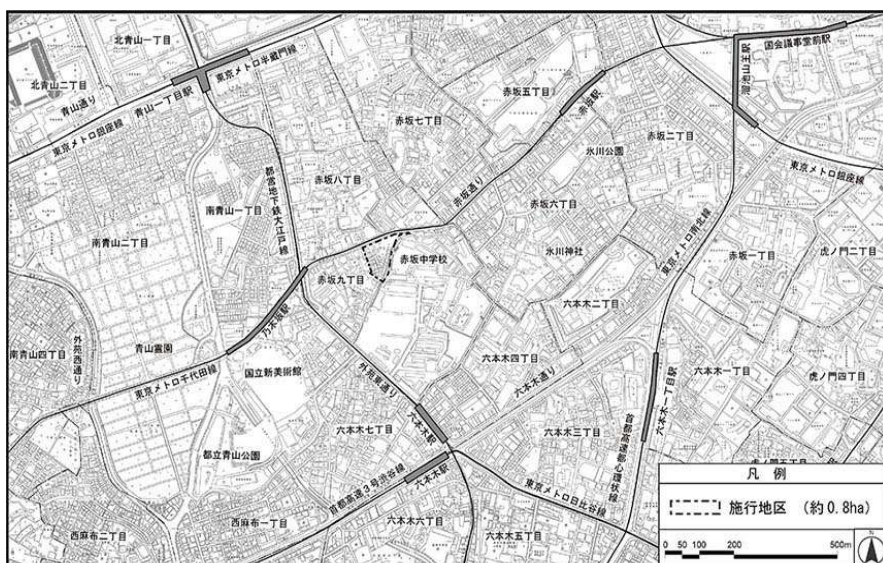
4 事業計画の概要

敷地面積	4,664.65㎡		建蔽率	40.46%
延べ面積	44,443.25㎡(容積対象 29,121.51㎡)		容積率	624.30%
用途	4F-44F	住宅	住宅戸数	319戸
	3F	エントランスホール・住宅共用室		
	2F	港区施設	駐車場	107台
	1F	エントランスホール・管理室・駐輪場		
B1F	機械室・駐車場			
事業認可	平成25年12月27日 東京都告示第1733号 平成26年 7月11日 東京都告示第1006号 平成27年 8月10日 東京都告示第1235号 平成28年 7月29日 東京都告示第1327号 平成31年 1月 9日 東京都告示第 20号	総事業費	約306億円	

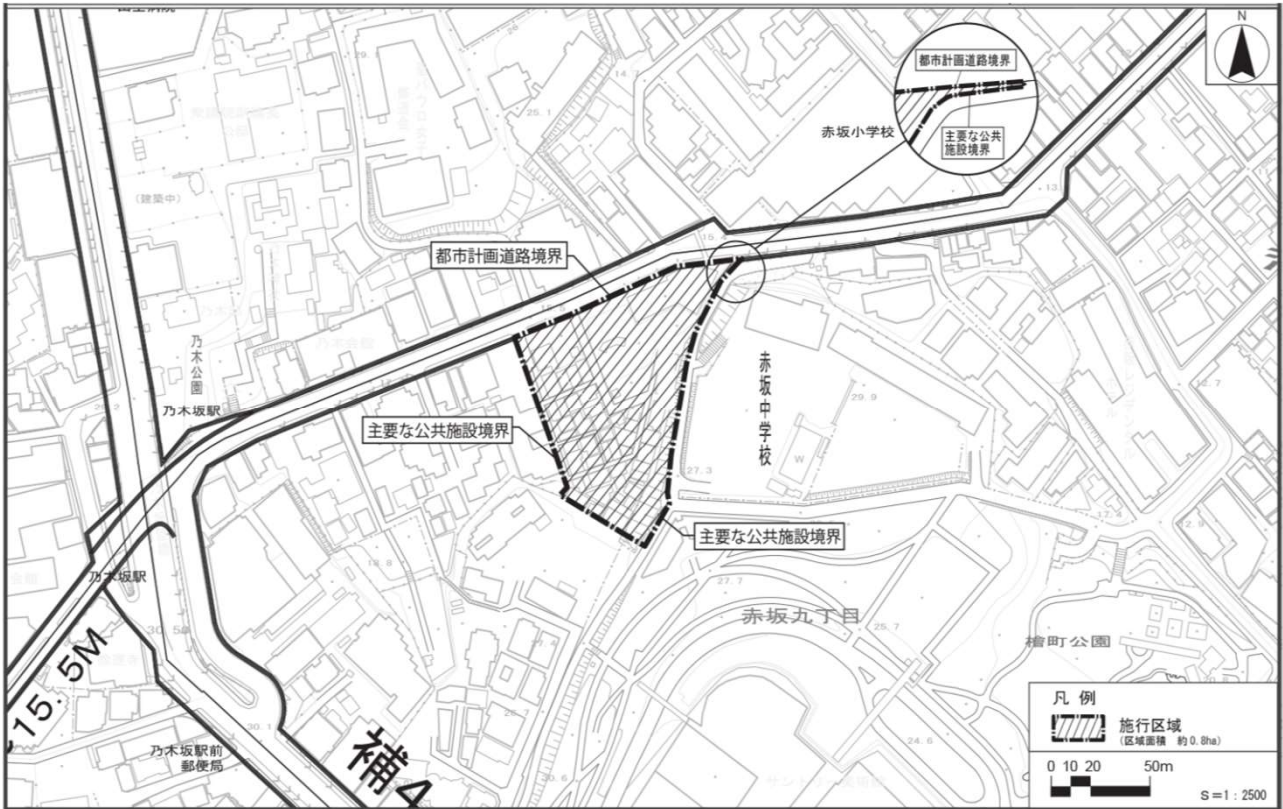
5 経緯

年月日	内容
平成22年1月29日	市街地再開発準備組合設立
平成25年6月17日	赤坂九丁目北地区第一種市街地再開発事業都市計画決定（地区計画は変更）
平成25年12月27日	市街地再開発組合設立認可
平成26年7月11日	事業計画の変更認可
平成26年11月10日	権利変換計画認可
平成26年11月17日	権利変換期日
平成27年2月26日	建築工事着工
平成27年8月10日	事業計画の変更認可
平成28年7月29日	事業計画の変更認可
平成30年2月26日	工事完了公告
平成31年1月9日	定款・事業計画変更認可
平成31年3月8日	組合解散認可

6 位置図



7 区域図



8 配置図



9 完成写真

